

洋服需用家の大福音

洋服の便利至極な事は申す迄もありません、然し乍ら「洋服は高く付から」
 と往々人が申されます、其高いのは決して工料の爲ではありません、材料に
 カクシ値と申す事があつたり洋服屋さんの手で二重にも三重にも複利を
 懸けられるからであります、其宿弊を除く爲今回洋服工親會で實費裁縫部
 を開設しました、現金主義でお安く良い洋服をドシク調進いたします、
 個人の御申入は勿論、團体的の申入は特に御便利に取計らひます、物はため
 します、早速調進方御下命下さいましてごんなに安くて良いかと云ふ事を
 御實驗下さる様に願ひます。

洋服實費裁縫部の開設

縫工団体廣島洋服工親會

廣島洋服工親會羅紗附屬品販賣部

平田屋町キシヨウウ堂

(廣島活版親友會寄贈)

120. 廣島洋服工業界の革命
 業 界 の 革 命
 福を轉じて福ひとす

拾壹、組合員タル店主ハ規定外ノ工賃ヲ支給シ又ハ不協
 ヲナスベカラズ
 拾貳、會員ハ規定外ノ工賃ヲ受クルヲ得ズ又正當ナル理
 由ナクシテ仕事ヲ断ルヲ得ザルモノトス
 拾參、組合員タル店主ハ正當ノ理由ナクシテ會員ヲ突然
 解雇スベカラズ
 但シ解雇ノ要スルトキハ一ヶ月以前豫メ申渡シ事
 拾肆、會員ハ正當ノ理由ナクシテ突然解雇スベカラズ
 但シ解雇セントスルハ一ヶ月以前豫メ申出スル事
 拾伍、會員ハ正當ナル理由ニ依リ店主ノ同意ヲ經ルニテ
 ラレバ公休日以外ニ休業セザルモノトス
 拾六、會ノ總會其他ノ會合ハ公休日ヲ以テ之ヲ開キ止ム
 ヲ得ザル場合ハ組合又ハ各店主ト協定スルモノトス
 拾七、會員ハ懇親會及夜會ノ外ノ會合ニハ酒類ヲ用ヒ
 ザルモノトス
 拾八、重大ナル紛議、協調ノ場合ニハ適當ノ第三者ノ立
 會ヲ求ムル事ヲ得
 拾九、組合員會員ニシテ各協定條項ニ違背ナシタルトキ
 ハ組合及會ノ規定及本協定ノ趣旨ニ基キ他違之方矯正
 ニ勉メ尚且カザルトキハ各役員會ノ決議ニ依リ相當處
 分ヲナシ相互ニ通告スルモノトス
 貳拾、組合員ハ會員使用ノ徒弟不都合ナシタルトキハ相
 互之ヲ通告シ其處分ヲナスモノトス
 貳拾壹、組合ハ會ヲ保護監督シ自然紛議ヲ生ジタルトキ
 ハ相方役員立會慎重審議協定スルモノトス
 貳拾貳、組合及會ハ相互其名簿並ニ規定書ヲ交換シ異動

但シ右處分ノナルニ會員ハ兩會カ其ノ長官等ノ職ヲ
 認メ相互ノ同意ニ由リニテラレバ復舊會員タルニシ
 ルコトヲ得ザルモノトス
 五、兩會ノ何レカニ於テ不幸ナル出来事ノアリキハ兩會
 ニテ互救共濟シテ本協定ノ趣旨ニ副ハントシテ期スベ
 シ
 六、兩會ノ何レカニ於テ工賃ノ改正ノ必要トスルトキハ
 双方互ニ適當ニ相互ノ承認ヲ經ルモノトス
 七、兩會ノ何レカニ於テ本協定ノ趣旨ニ副ハントス
 スル者アルトキハ兩會互ニ之ヲ通告シ其ノ結果ハ互
 ノトス若シ無効轉シタルトキハ協定ノ趣旨ニ基キ相
 互ノ會規ヲ適用スルコトアルベシ但シ送達書トシテ金
 費出シ會ヲ支出スルモノトス
 八、兩會ノ何レカニ紛議ノ起リタル場合ニハ互ニ之ヲ通
 告シ協議ノ上之ヲ解決ニ勉ムルモノトス
 九、兩會ハ相互ニ其會員名簿ヲ交換シ異動ハ速カニ通告
 スルモノトス
 大正十年二月一日廣島市鐵砲屋町廣島洋服工親會事務所
 ニ於テ本協定ヲ作り左記連名ノ兩會代表者ハ各記名調印
 シテ之ヲ交換ス
 廣島技術師同盟會代表者
 伊藤 伊三郎 勉
 松田 重次 郎
 稲垣 論 之
 廣島洋服工親會代表者
 伊藤 伊三郎 勉
 菅 波 勉